

青梅市子ども・子育て会議市民委員募集要領

平成25年7月1日
実施

1 目的

この要領は、青梅市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第23号）第3条第1項第2号に規定する子どもの保護者である委員（以下「市民委員」という。）を広く市民から募集することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募資格

市民委員に応募することのできる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 青梅市に住民登録をしている者
- (2) 小学生以下の子どもの保護者で子ども・子育て支援に関心があり、青梅市子ども・子育て会議に出席可能なもの
- (3) 青梅市の他の付属機関等の委員でない者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者
- (5) 青梅市職員でない者

3 応募方法

応募者は、次の応募書類を青梅市長に提出する。なお、提出された書類は、返却しない。

- (1) 青梅市子ども・子育て会議市民委員応募用紙（別記様式）
- (2) 「青梅市の子ども・子育てについて思うこと」に関する作文（800字程度）

4 募集人数

募集人数は、原則として男女各1人とする。ただし、性別ごとの応募人数がこれに満たない場合は、この限りでない。

5 選考方法等

- (1) 選考は、書類審査とする。
- (2) 書類審査の結果、候補者が募集人数を超えた場合には、公開抽選により決定する。
- (3) 選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

6 募集期間

募集期間は、募集開始日から起算して3週間とする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、市民委員の募集に関し必要な事項は、青梅市長が別に定める。

8 実施期日

この要領は、平成25年7月1日から実施する。

様式（省略）